

Law Office YODOYABASHI

明けましておめでとうございます

昨年は暖かい御支援、御交誼を頂き、まことに
ありがとうございました。

新しい年を迎える、所員一同、心を新たにして皆
様のお役に立てるよう、より一層努力をする所存
であります。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

2004年1月

淀屋橋法律事務所
弁護士、事務局一同

〒541-0041
大阪市中央区北浜4丁目1番21号
住友生命淀屋橋ビル6階
TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936
E-Mail yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp

所属弁護士から一言

山本寅之助

おかげさまで私も無事卒寿を迎える、有馬で快適に日々過ごしております。

事務所には週1,2回顔を出す程度ですが、若い弁護士が頑張っていますので、よろしくお願ひいたします。



藤井勲

昨年、永年住み慣れた池田より有馬に転居しました。名湯と自然の恵みを受けて、英気を養っております。

本年もよろしくお願いします。



泉 薫

司法研修所卒業20周年の昨年は、ある会社の監査役就任など、弁護士生活でも節目の年となりました。今年もビジネスロイヤーと人権派弁護士の兼務を目指し頑張ります。



出口みどり

今の日本に欠けているのは、自分で道を切り開く気概のようなものではないかと、近頃考えるようになりました。困難な事態に遭遇した場合にもこの気概があれば打開できるものです。弁護士として、打開の道の模索をお手伝いさせて頂ければと思います。



安田正俊

光陰矢の如しと言いますが、時間の流れとともに時代の流れの速い昨年でした。

今年は時間と時代の流れに乗り遅れない弁護士を目指して頑張ります！



藤澤佳代

歩は遅くとも一步一步確実に前進している(く?)つもりです。

2004年もよろしくお願ひいたします。



今井佐和子

無我夢中で過ごしているうちに、2度目の年明けを迎えました。

今年は「迅速」・「丁寧」を目標に、更なる努力を重ねて参ります。

今年も宜しくお願ひ致します。



芝康司

昨年から高齢者の仲間入りをしました。

お役に立っているのかの反省を忘れずに、日々を大事に過ごしたいと考えています。



山本彼一郎

今年はパソコンとインターネットに挑戦し、現代技術の恩恵に浴したいと思います。

テニス・碁も、もう少し強くなりたいし、忙しい一年になりそうです。



阿部清司

弁護士16年、平成とともに歩んでいます。

最近、研修委員会、23条照会等の弁護士会活動が増えています。少しは社会に貢献しているのかもしれません。今年も頑張ります。



奥田直之

先行き不透明な時代です。胆力を養うとともに、あらゆる分野を研究し、自己の価値観を確立し、本質を見極めて、弁護士として、社会人として歩んでいきたいと思います。



渋谷元宏

この度、所属事務所を移籍することになりました。

お世話になりました皆様方へ感謝申し上げますとともに、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りたく、お願い申し上げます。



井上敏志

私も弁護士2年目に突入しました。

皆様の期待に応えられるよう、今後とも日々精進を重ねていく所存ですので、本年もよろしくお願い申し上げます。



あけまして

おめでとうございます。

事務所の弁護士から一言
ごあいさつ申しあげます。





法律事務所からのアドバイス

第1回 「身におぼえのない請求」



身におぼえのないお金を請求されて困っています。

「身に全くおぼえのないものは、何かと円満に話し合って解決しようなどと考えずに、放置するか、とにかくはっきり明確に断ること、それだけです」

最近の世相を反映してでしょうか、いわゆるヤミ金などが、何の根拠もなく突然善良な市民に請求書を送りつけてきます。

国の機関である整理回収機構の名称に似た名前を使ったり、暴力的組織を思わせるような名称を併記して、「金融機関からあなたへの債権の譲渡を受けたからすぐ送金せよ、支払わなければ自宅、職場などに追い込みをかける…」などと書かれ、送金先口座が指定されています。多くの場合金額は10万円前後で、そんなに多額ではありません。債権を譲渡したという金融機関の名称もなく、連絡先も携帯の電話番号だけです。

「あなたの息子がダイヤルQⅡを使い、お金を払わないで親が代わりに払え」というようなものもあります。

こうした場合、多くの善良な日本人は、まずそこに電話して誤解であることを理解してもらおうとします。

しかし、そのようないかがわしい請求書を送付してくれるところは、はじめから根拠なく請求していることを十分承知しているのであって、そのような連絡が入ればこれ幸いと更に言葉巧みに脅しをかけてプレッシャーを与えます。

彼らはその道のプロなのです。

その結果、善良でノーリーのいえない日本人は、そのくらいのお金なら払ってしまって、いいがかりから逃れたいと考えますが、それがいけないです。

彼らは、その結果を見て、この人は脅したりいやがらせをすれば金を払うおいしい人と位置づけ、次々と新手の脅し、いやがらせを続けます。払うとみれば金額もどんどんあがってきます。

ヤミ金の追い込みに耐えかねて、自殺されてしまったというような人のこともよく新聞などに報道されている通りです。

ではこのような時、どうすればよいのでしょうか。答えは簡単です。まず第1歩は無視です。

身におぼえのないいやらしい手紙などに応答する必要はありません。

何の知識も経験もない善良なあなたが、そのような人達とかかわり合っていい結果が出るはずがありません。新たないがかりの種を与えるだけです。

次に、向こうから電話、訪問があればどうするのでしょうか。

これも簡単です。ただ断るだけ、それだけです。「身に覚えがありません。お断りします」だけです。

日本人は実はこれができないのです。何かいいわけをして相手をなだめようとします。

相手にとっては、もともと理由も根拠もないこと

は十分承知していますから、反応がなかったり、はっきり断ればそれ以上追及しても時間と費用の無駄ですから、そういう人への追及はあきらめて、もっと弱い人、見込みのある人への追及に力を注ぎます。

この構造を理解してほしいのです。

類似の商法に名簿商法があります。まず最初は、あなたの名前を名簿（紳士録）に登録したので購入して欲しいというところから始まります。会社名も大手の紳士録の会社に似た名前を使っています。その時の価額は1~2万円で大したことないので、すこし有名になったような気分で申し込む人がかなりありますが、その後が大変です。

改訂版が出来た、記念版を出した、海外版があるなどと次々と口実を設けて高額の請求が出され、払わなければ街宣車をさしむけるとか会社に押しかけるとの脅しが続きます。

これも支払に応じれば応じるほどおいしい人と位置づけられて値段も倍々ゲームで高くなります。新聞などでも報道されていますが、何千万円も脅し取られた人も少なくありません。

この名簿商法では、最初に返信用の用紙と封筒が入っていて、「申し込みます」、「申し込みません」のいずれかに印をつけるよう指示がされていることがあります。日本人はこうした場合、律儀に「申し込みません」に印をつけて、署名、捺印して返送するのですが、裏面の細い字をよく読むとその回答は継続版のことで、初回は申し込むことが前提とされていて、早速初版の請求書がやってきます。

もちろんこれも詐欺みたいなものですから、断つてしまえばそれまでなのですが、善良なる日本人は、多くの場合自分が署名してしまったのだから、とあきらめて払ってしまう人がたくさんいるのです。それが地獄への始まりとなります。

もともとは縁もゆかりもないところからのダイレクトメールに、断りの返信をする義務もないのに、それをするからまちがいのリスクを負うわけです。そうしたものは無視する、きっぱり断る、がいかに大切かがおわかりだと思います。

「人は強くなれば生きていけない。しかし、やさしくなければ生きていく資格がない」という有名な言葉があります。

日本人は実は十分にやさしくて、生きていく資格はあるのですが、ノーリーという強さに欠けるため、下手をすると生きていくこととなるのです。

こうしたケースでは、強く断って下さい。

なお、どうしても怖くて断れないという人は、弁護士に相談して下さい。弁護士から断りの文書を出してもらえば当然のことながら一発でとまります。

最近の民事法改正状況

現在、民事関係法が相次いで改正されています。
主な改正状況は下記の通りです。

1. 会社更生法

平成14年12月6日成立、平成15年4月1日施行

手続開始要件の緩和、再生債権の調査確定方法の迅速化、更生計画案の提出時期の短縮、東京地裁及び大阪地裁に全国的な競合管轄を認めるなど。

2. 民事訴訟法の改正

平成15年7月9日成立、平成16年4月の施行予定

計画審理の推進、証拠集手段の拡充、専門委員制度の導入、鑑定手続の改善

知的財産権訴訟について、東京地裁と大阪地裁を第1審専属管轄化及び控訴審を東京高裁の専属管轄としています。

少額訴訟手続対象事件を訴額60万円以下のものへと拡大

一部司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権付与

簡易裁判所における事物管轄の対象を140万円以下に拡大

民事訴訟の費用等に関する法律改正（平成16年1月1日施行）

3. 商法の改正

平成15年7月23日成立、平成15年9月25日施行

会社は、定款で定めることによって取締役会決議だけで自己株式を取得することができるようになりました。

最終の決算期後に資本や法定準備金の減少を行った場合の中間配当限度額が変更され、中間配当が行いややすくなりました。

4. 人事訴訟法の改正

離婚訴訟に代表される人事訴訟を全て家庭裁判所で審理

裁判上の和解による離婚を認める。

5. 民法の担保権規定の改正

平成15年7月25日成立、平成16年上旬の施行予定（4月頃か）

従前の滌除権者に対する抵当権実行通知を不要とする

増価買受義務の廃止

「滌除」という用語を廃止し、「担保権消滅請求」を創設

短期賃貸借制度を廃止し、6ヶ月の明渡し猶予期間のみを与える

担保権者の一括競売申立権の拡大

根抵当権の権利者からする元本確定及びその登記手続の改正

担保権の実行の場合による不動産収益執行の制定

雇用関係の先取特権の範囲の拡大

6. 民事執行法の改正

平成15年7月25日成立、平成16年上旬の施行予定（4月頃か）

競売不動産の内覧制度、債務者に対する財産開示命令の制度ができました

間接強制の適用範囲、動産競売手続、差押禁止財産の範囲が変更されました

養育費等の履行確保のための差押禁止債権の改正と将来債権による強制執行